

地域公共交通会議と 福祉有償運送運営協議会の共同開催

高山市公共交通活性化協議会の取り組み

岐阜県高山市 都市政策部都市計画課
福祉部高年介護課

高山市の概況 (令和3年4月1日現在)

人口	85,939人
世帯数	35,781世帯
65歳以上人口(高齢化率)	28,369人 (33.0%)
面積	2,177.67km ²

- ・ H17.2.1に1市9町村が合併し日本一広い面積を有する市となった
- ・ 支所地域ごとに地域特性や人口構造などが異なるため、地域に応じた交通体系を検討
- ・ コロナ前のH31年には観光客が年間473万人(うち外国人61万人)訪れる国際観光都市
(R2年は230万人(うち外国人11万人))

【主な交通手段】

幹線バス(濃飛バス)

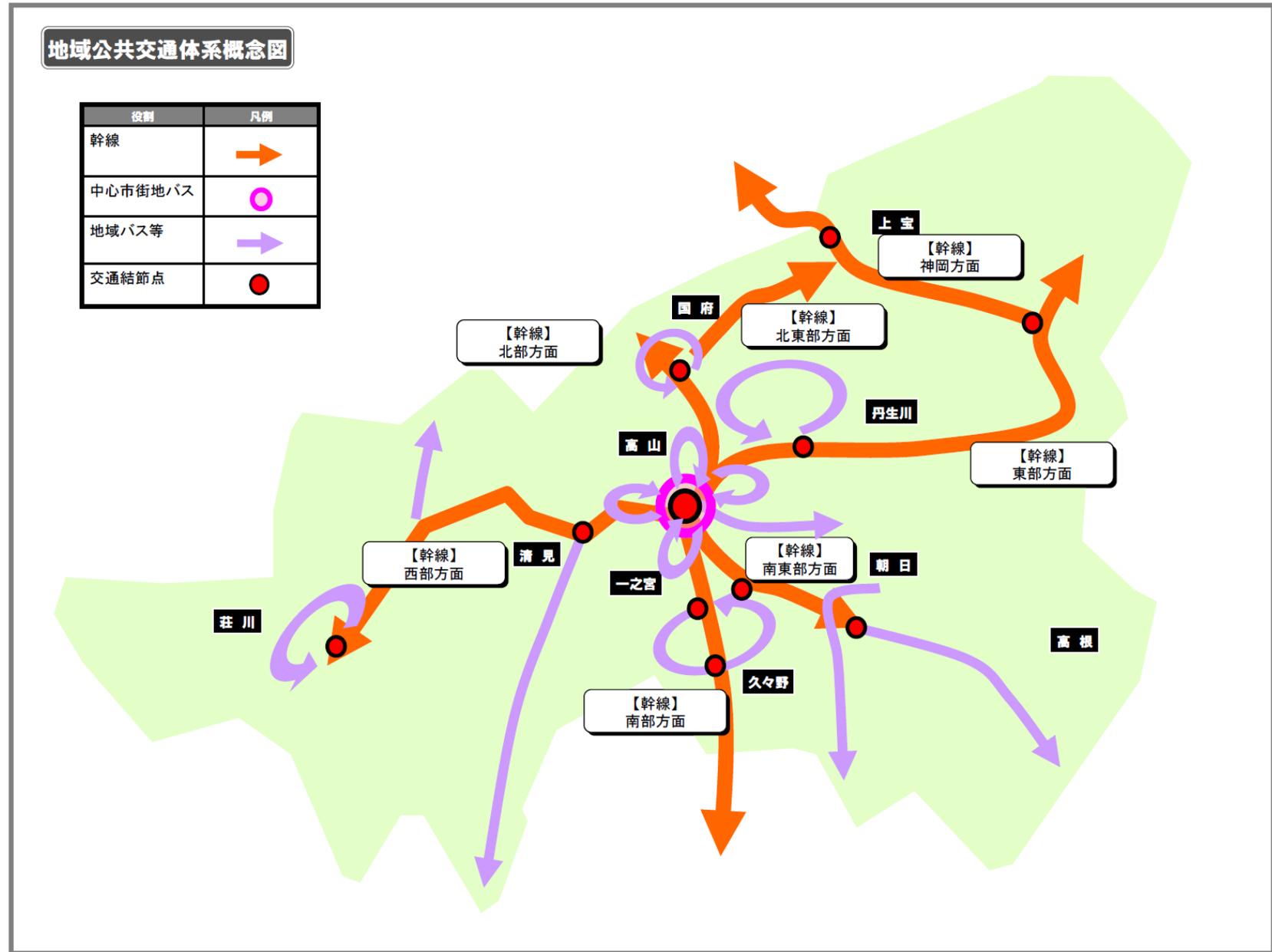
自主運行バス(のらマイカー(デマンドタクシー含む)、まちなみバス、匠バス)

タクシー

交通空白地有償運送(たかね号)

福祉有償運送

高山市 地域公共交通体系 の概念図



匠バスの紹介



かんかこ号



獅子号



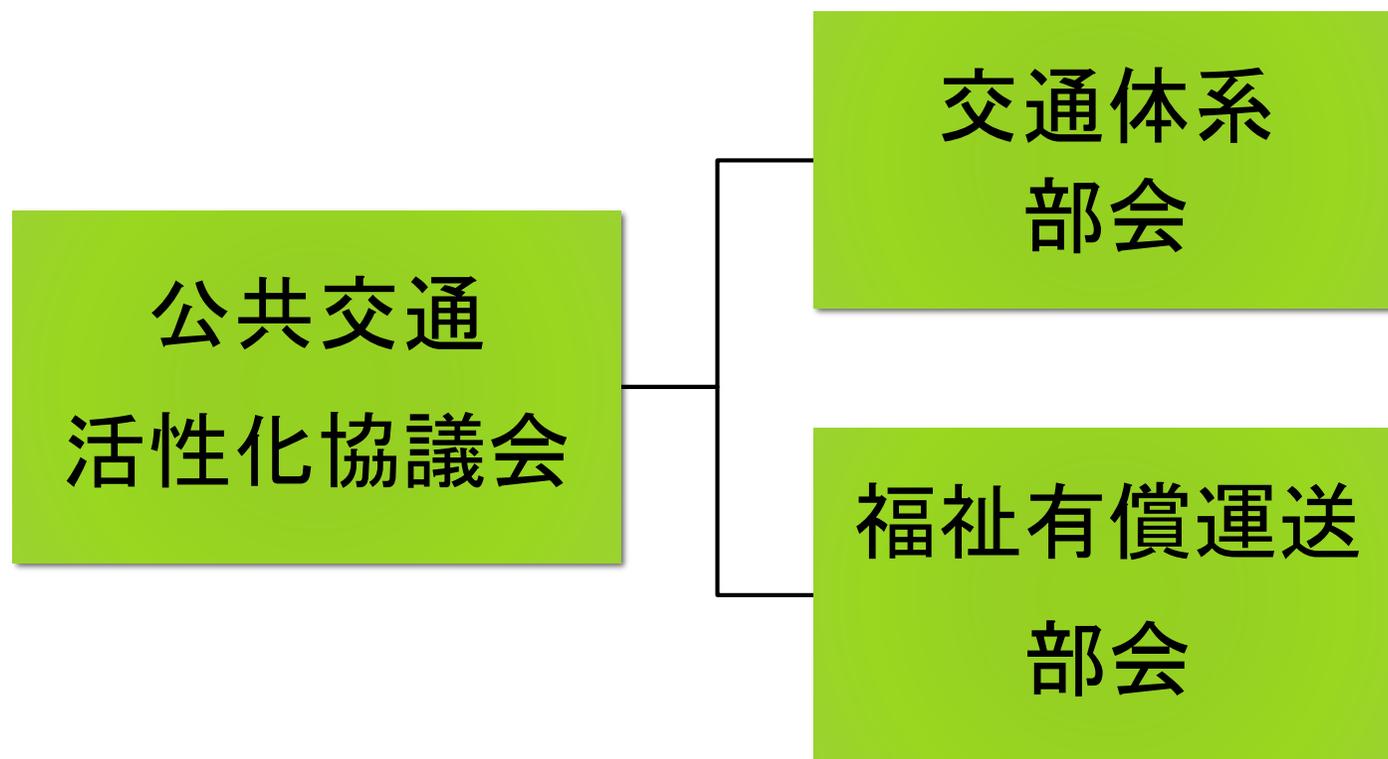
鳳凰号

- ・観光特化型バスとして令和2年4月1日から運行開始
- ・3路線を運行（東西線、南北線、飛騨の里線）
- ・1乗車100円
- ・外装は高山祭をテーマとした装飾
- ・内装には飛騨の伝統工芸である一位一刀彫や飛騨春慶を取り入れている



高山へお越しの際は、ぜひご乗車ください！

高山市公共交通活性化協議会



有識者(加藤教授)、市都市政策部、運輸局、警察、国道事務所、土木事務所、県公共交通課、バス事業者関係、タクシー協会、身体障害者福祉協会、長寿会、社会福祉協議会、福祉有償運送事業者、自家用有償運送事業者、観光コンベンション協会、商工会議所、商店街組合

有識者(加藤教授)、市都市政策部・福祉部、運輸局、バス事業者関係、タクシー協会、身体障害者福祉協会、長寿会、社会福祉協議会、福祉有償運送事業者

公共交通活性化協議会（本体）

事務局：
都市計画課

規約（第3条）

協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活交通（市民の日常生活に必要不可欠なバス等の輸送サービスをいう。）の確保及び安全かつ円滑な道路交通の確保のための協議に関すること。
- (2) 自家用有償旅客運送に係る協議に関すること。
- (3) 地域公共交通網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 地域公共交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 地域公共交通網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

交通体系部会

(規約第7条第2項第1号)

事務局：
都市計画課

法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の乗合旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進及び交通空白地域の解消を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な次の事項を協議する。

ア 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項

イ 法第79条の規定に基づき交通空白地有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から收受する対価に関する事項

ウ 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項

エ 部会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

福祉有償運送部会 (規約第7条第2項第1号)

事務局：
高年介護課

法の規定に基づき、自家用車による福祉有償運送の適正な運営の確保を通じた福祉向上を図るため、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる次の事項を協議する。

ア 法第79条の規定に基づき福祉有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項

イ 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項

ウ 部会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

公共交通活性化協議会設置の経緯

元々の交通体系

H17合併前

合併前の旧町村ごとに運行の取り扱いがバラバラ

(直営、委託、有償運送など)

協議会・部会を設置

高山市総合交通協議会の設置 (H17)

→企画課とりまとめ

総合的な交通を検討するため、交通弱者の足を確保するため、交通体系部会と有償運送部会を設置

公共交通活性化協議会へ引き継ぎ

高山市公共交通活性化協議会の設置 (H21)

→部会を引き継ぐ

<現在>

交通体系部会 (都市計画課)

福祉有償運送部会 (高年介護課)

交通部門と福祉部門の連携（メリット）

- ・ 交通体系部会のみにも属する委員もいるが、福祉有償運送部会の委員は交通体系部会委員を兼ねている。
 - ・ 交通体系部会（担当：都市計画課）に属する議題のみの場合でも、福祉有償運送部会を担当する高年介護課も会議に出席している。
- どちらの部会の課題も共有することができる
- 公共交通全体を把握し、地域住民にとって利用しやすい公共交通を考えることができる
- 公共交通担当部署と福祉有償運送担当部署の連携を図ることにより施策に反映できる

地域の生活向上のための新たな検討

- ・企業との連携により、モデル地域を選定し「生活向上」の視点での取り組みの検討を行っている
- ・地域全体を考える場合、公共交通と福祉は切っても切れない関係
 - 高齢化が進むなか、福祉有償運送に頼らざるを得ない状況は誰の身にも起こり得るため、両方の側面から検討を行っている
 - 今後は高齢者の方などの、おでかけのきっかけとなるような取り組みやその他観点からの検討など、地域の生活向上につなげたい
 - 交通と福祉の連携がますます重要となる

医療・福祉

- ・地域包括ケアシステム

買物・生活

- ・移動・見守りサービス

交通

- ・おでかけ(MaaS検討)